さ つ ま 町 全 図　S＝1：50,000

振動規制法地域指定図
（平成19年3月9日鹿児島県告示第３７２号

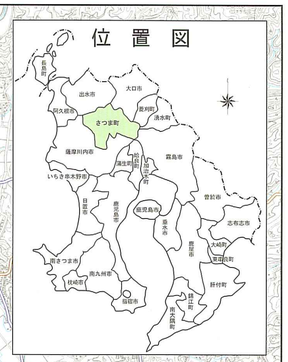

ア　特定工場等（振動）に係る規制基準

区域の区分＼時間の区分	昼　間	夜　間
	午前８時から午後７時まで	午後７時から翌日の午前８時まで
第１種区域	６０デシベル	５５デシベル
第２種区域	６５デシベル	６０デシベル

（備考）

・ 第１種区域 … 良好な住居の環境を保全するため，特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため，静穏の保持を必要とする区域

・ 第２種区域 … 住居の用にあわせて商業，工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住民の生活環境を保全するため，振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住民の生活環境を悪化させないため，著しい振動の発生を防止する必要がある区域

※ 「規制基準」とは，特定工場等において事業活動に伴って発生する振動の，特定工場等の敷地境界線上での大きさの許容限度。

イ　特定建設作業（振動）に係る基準

区域区分	基準値	作業時刻	作業時間	作業期間	作業日
第１号区域	７５デシベル	午後７時～翌日午前７時でないこと	１日10時間を超えないこと	連続６日を超えないこと	日曜日，休日でないこと
第２号区域	７５デシベル	午後10時～翌日午前６時でないこと	１日14時間を超えないこと	連続６日を超えないこと	日曜日，休日でないこと

（備考）

・ 第１号区域 … 良好な住居の環境を保全するため，特に静穏の保持を必要とする区域

… 住居の用に供されているため，静穏の保持を必要とする区域

… 住居の用に併せて商業，工業等の用に供されている区域であって，相当数の住居が集合しているため，振動の発生を防止する必要がある区域

・ 第２号区域 … 第１号区域以外の振動規制法に基づく指定区域

ただし，学校，保育所，病院，入院可能な診療所，図書館，特別養護老人ホームの敷地の周囲80ｍ以内の区域は，第１号区域に該当する。

※ 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線上における値。

※ 基準値を超えている場合，振動の防止の方法のみならず，１日の作業時間を上表記載の時間未満４時間以上に短縮することを勧告又は命令できる。

道　路　表

No.	一般国道	No.	一般県道
267	267 号線	333	川内祁答院線
328	328 号線	344	東郷山田宮之城線
504	504 号線	391	宮之城祁答院線
		392	薩摩山崎停車場線
		394	山崎川内野線
		396	薩摩祁答院線
		397	鶴田宮ノ段線

区域区分（振動規制法）

特定工場等において発生する振動規制に関する基準及び道路交通振動の要請限度	区域区分（色）	特定建設作業に伴って発生する振動規制に関する基準	区域区分（色）
第１種	緑色	第１号	緑色
第２種	赤色		赤色
	青色	第２号（工業地域のみ）	青色

記号

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の５万分の１地形図を複製したものである。（承認番号　平16九複、第392号）」

鹿児島リコー㈱ドキュメントイメージング事業部　☎099-225-1000